

仕 様 書

1 業務名称

吉見配水場配水池清掃業務

2 実施場所

下関市吉見下字道祖 1 6 3 - 3 1

下関市上下水道局 吉見配水場

3 委託期間

契約締結日から令和 8 年（2026 年）3 月 1 9 日（木）まで

4 業務対象施設

（1）吉見配水場着水井（※別紙図面参照）

ア 床面積 1 5 m²

イ 有効水深 2 . 3 5 m

（2）吉見配水場配水池（※別紙図面参照）

ア 床面積 1 号池 2 0 0 m²、2 号池 2 0 0 m²

イ 有効水深 5 . 0 5 m

5 業務概要

潜水土が着水井及び配水池点検口より入槽し、不断水にて底面に堆積した沈殿物を槽外へ排出除去し、併せて槽内構造物の点検調査を行う。

6 業務要領

（1）清掃作業

ア 槽内で使用する潜水機器・清掃機器は、JWWA Z 108 及び JWWA Z 110 の浸出試験に適合したものとする。

イ 潜水服は手や毛髪等も水に触れない構造であること。

（2）内部調査

清掃作業完了後、槽内部の劣化状況を点検調査し、次のとおり点検調査の結果を取りまとめの上、写真を添付し、調査報告書として提出すること。

ア 配管類の腐食状況の記録

イ 床面、壁面、天井、支柱等躯体のクラック及び鉄筋露出状況の記録

ウ 昇降装置等の腐食状況の記録

(3) 槽内の出入りについて、以下を考慮し準備すること。

ア 槽内作業者は、検便検査結果が陰性の者に限る。

イ 着用状態の潜水服及び清掃用具等は、入槽前に消毒用次亜塩素ナトリウム水溶液で消毒すること。再入槽も同様とする。

(4) 清掃作業後、槽内に清掃用具等の置き忘れがない事を確認し、下関市上下水道局（以下「局」という。）担当者に潜水土が槽内から退出したことを報告すること。

7 提出書類

(1) 作業日程表

(2) 業務写真（実施前、実施中及び実施後）

(3) 調査報告書

(4) 検便結果書の写し

(5) 業務完了届

(6) その他局担当者が指示するもの

8 注意事項

(1) 受託者は、本仕様書を精査し、局担当者と十分協議した上で作業すること。

(2) 作業については、原則として、閉庁日を除いた日の8時30分から17時までの間に行うこと。

(3) 本業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。

(4) 作業中に事故が発生した場合は、必要な処置を講ずると同時に局担当者へ事故内容（原因、経過、被害等）を報告し、局担当者の指示に従うこと。

(5) 作業場所は、配水場内であることを十分に認識し、使用機器の油漏れによる汚損がないよう、衛生面に注意すること。

(6) 業務に要する水の使用は無償供与とする。使用に当たっては、局担当者の指示に従うこと。

(7) 業務に従事する者（配水池内に侵入する者）を対象に実施した検便検査（赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌、サルモネラ及びO-157）の結果書の写しを1部局に提出すること。なお、当該検便検査については、業務期間の6か月以内に実施するものとし、結果書の写しの提出が無ければ業務を行うことができない。